

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び財産区をいう。

2 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

(開示請求に係る費用負担)

第3条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録についての実施機関が定める開示の方法に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(運用状況の公表)

第4条 市長は、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、毎年公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(横手市個人情報保護条例の廃止)

2 横手市個人情報保護条例(平成17年横手市条例第24号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(横手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号の個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第35条第2項の受託者に係る同項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第13条(同条第2項の規定を旧条例第23条第2項及び第26条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第1項又は第26条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているものであって、公文書に記録されているものをいう。以下次項において同じ。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 施行日前にされた保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する旧実施機関の処分又はその開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

(横手市情報公開条例の一部改正)

7 横手市情報公開条例(平成17年横手市条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市債権の管理等に関する条例の一部改正)

9 横手市債権の管理等に関する条例(平成28年横手市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略